

(仮称)文京区児童相談所設置に向けた課題の状況について

1 概要

本区は、令和7年度(予定)の児童相談所開設に向けて準備を進めているが、開設に向けた主な課題の状況について報告する。

2 区児童相談所開設時における子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能の明確化について

(1) 趣旨

「(仮称)文京区児童相談所基本計画」(以下「基本計画」という。)では、子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能の一体化を示しているところである。

しかしながら、近年、子ども家庭支援センターの総合相談事業の件数、東京都児童相談所における相談処理件数はどちらも激増(別紙参照)している等の状況から、それぞれの役割をより着実に行うため、子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能を区分し、双方が連携することにより、児童相談行政を進める方向で整理する。

(2) 基本計画に掲げる課題の解消

ア 物理的な距離や心理的な温度差の解消

子ども家庭支援センターと児童相談所を同一の組織内に置き、システムによる情報共有を図るとともに、アセスメントについても一元化して常に連携する仕組み【(仮称)文京ルール】を構築し、相互に連携し一体化した取組みを可能とする。

イ 相談のしやすさの実現

(ア) 子どもと家庭に関する相談の一義的な窓口は、これまでどおり子ども家庭支援センターを中心とした相談体制とする。

(イ) 児童相談所においても、児童虐待の通告などの相談を受けるとともに、子ども家庭支援センターと連携を図りながら対応する。

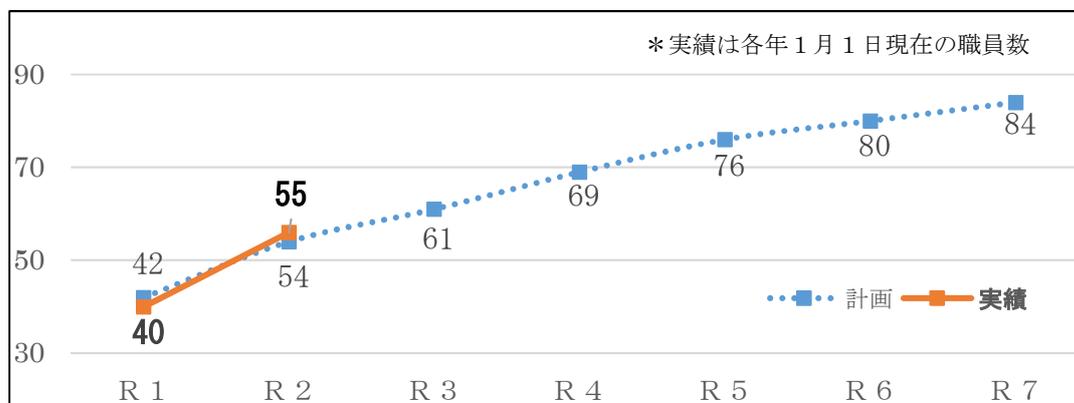
(3) 両者の機能の明確化によるメリット～それぞれの機能の強化～

児童虐待対応件数の増加傾向が続き、かつ、その内容が複雑化する中において、それぞれの持つ機能を活かして、子ども家庭支援センターにおいては、地域に根差した寄り添い型の支援に、児童相談所においては、より高度で専門性の高い指導や一時保護などの介入的対応、他自治体との広域調整等に、着実に対応することができる。

3 職員の確保・育成について

(1) 職員の確保について

ア 児童相談所開設までの職員数の推移（子ども家庭支援センター職員）【予定】



イ 児童福祉司S V（候補者）の採用状況

項目	人数
令和2年度採用職員	1人
区児童相談所開設時の職員数合計（計画数）	4人

ウ 大学へのPR

本区の福祉及び心理の業務等を紹介したPRチラシを作成し、昨年度、区職員が訪問した大学を中心に区内外の大学へ送付

(2) 職員の育成等について

ア 他児童相談所への職員派遣状況（令和3年1月1日現在）

項目	人数
派遣が終了し、子ども家庭支援センターに配置した職員	6人
令和2年度に他児童相談所へ派遣中の職員	12人
区児童相談所開設時の派遣経験職員数合計（計画数）	33人

イ 「BUNKYO JISO」の発行

児童相談所に関する情報を盛り込んだ区職員向けのマガジンを計3回発行したほか、区職員向けに児童相談所の業務を紹介する動画を作成した。

ウ 職員研修の実施

福祉、保育士、児童指導、保健師、心理、看護師、栄養士等の本年度新規採用職員等を対象とした「児童相談所開設に向けた文京区職員研修」を令和2年9月10日に書面開催した。

4 これまでの取組の経過

(1) 庁内の取組

令和2年3月25日 令和元年度第4回 児童相談所移管検討委員会

4月1日 実施設計打合せ開始（※1）

- 7月 3日 第1回 第2 検討部会 A（人事関係）
- 8月 4日 第1回 児童相談所移管検討委員会
- 8月 6日 第1回 連絡会（設置市事務）
- 10月 22日 第2回 第2 検討部会 A（人事関係）
- 12月 9日 第2回 連絡会（設置市事務）
- 12月 22日 学識経験者による区職員向け講演会
- 令和3年1月 19日 第2回 児童相談所移管検討委員会

※1 設計打合せ: 令和元年度基本設計完了、今年度は実施設計の全体会を毎月末、分科会を随時開催

※2 児童相談所（相談援助部門）の運営、一時保護所の運営及び社会的養護の在り方のそれぞれの分野について、子ども家庭支援センター職員で構成する PT を設置し、合計 14 回実施した。

(2) 他機関との取組

- 令和2年5月 22日 荒川区子ども家庭総合センター視察
- 7月 29日 東京都社会福祉協議会児童相談所設置対策委員会との意見交換会
- 8月 19日 中野区との意見交換会
- 9月 28日 東京都石神井学園視察
- 10月 5日 東京都児童相談センター（里親担当）等との意見交換会
- 12月 10日 港区との意見交換会
- 12月 24日 世田谷区主催「児童相談所開設を予定する特別区に向けた説明会」への参加

5 施設整備の取組状況について

(1) 設計業務

昨年度の基本設計を踏まえ、細部の設計、収納計画、電気設備等について、他自治体の児童相談所等を参考に、活用できる部分は設計業務に反映し、実施設計を完了させた。

(2) （仮称）文京区児童相談所建設予定地ひろばの管理運営

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、令和2年4月21日から5月27日まで、一時閉鎖を行った。また、フェンスの破損の補修工事を行うとともに、利用者マナー改善について横断幕等を設置した。

(3) 今後の予定

令和3年4月上旬 紛争予防条例（※）に基づく住民説明会

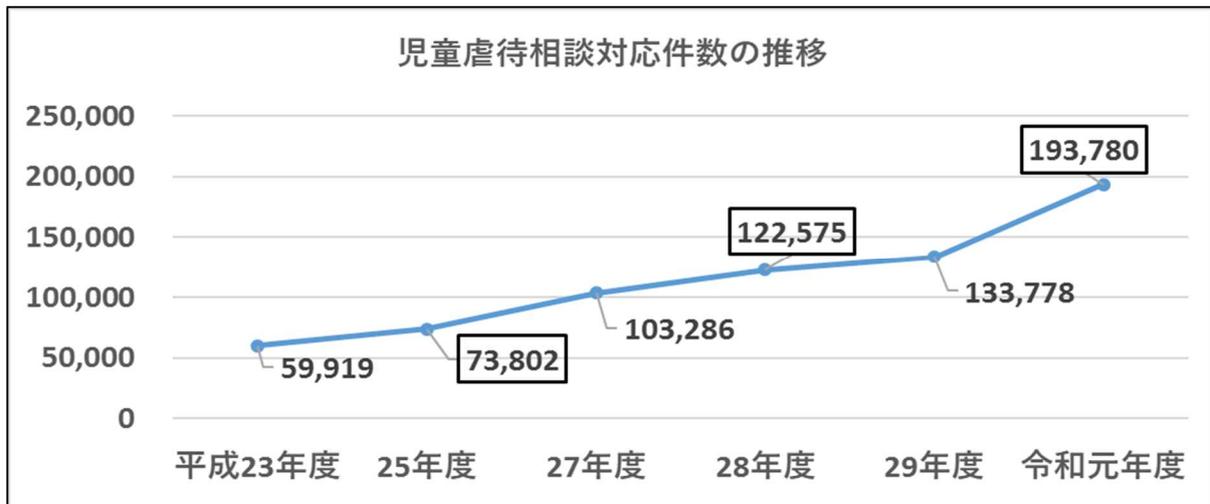
※文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例

令和3年6月上旬 建築基準法に基づく公聴会

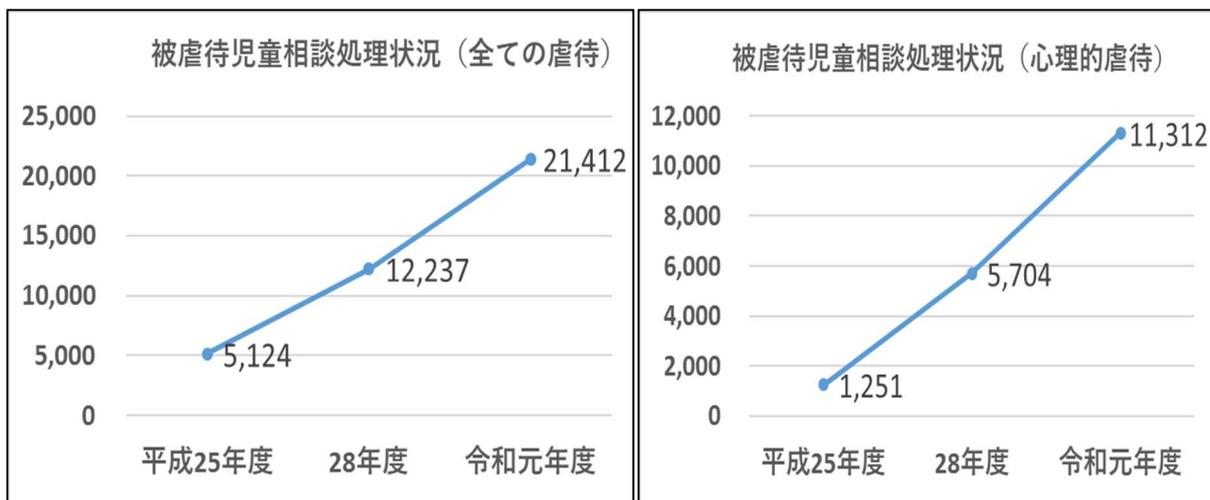
令和3年6月～7月 建築基準法に基づく建築審査会

① 児童虐待相談対応件数等の急増

【全国の児童相談所】

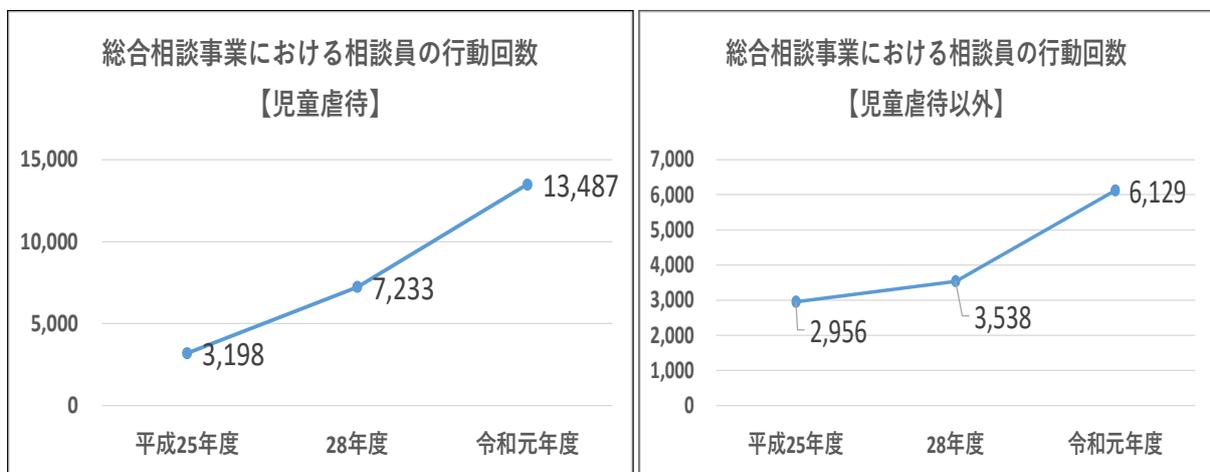


【東京都児童相談所】



「4152 電話相談（東京都福祉保健局が運営している電話相談室）」の件数を除く。

【本区子ども家庭支援センター】



② 児童虐待防止法の改正による介入と支援マネジメントの分離（令和2年4月施行）

一時保護や出頭要求等の法的権限を行使した児童福祉司とは別の児童福祉司をその後の保護者指導に充てることとなった。